

書陵部官制の變遷

書陵部の前名は圖書寮である。圖書寮は大寶の制に於ては中務省の被管であつたが、現在の圖書寮(書陵部)は明治十七年八月二十七日の太政官達により、宮内省の一部局として設置されたのに始まる。當時は御系譜並に帝室一切の記録の編輯、内外の書籍・古器物・書畫の保存、美術に關することを掌つてゐた。この所掌により、明治十八年七月には正倉院を

管理し、又同二十一年一月には博物館を附屬し、明治二十二年二月十一日制定の皇室典範にはその第三十四條に、皇統譜及び皇族の誕生・命名・婚嫁・薨去に關する記録を尙藏することが規定せられた。其後同二十二年五月には附屬博物館を廢し、同時に正倉院の所管が帝國博物館(後の帝室博物館)に移つた。明治四十年十一月一日公布の宮内省官制は大正十年十月七日皇室令第七號によつて大改正が行はれたが、この明治四十年から終戰後に至るまでの宮内省圖書寮の所掌の大綱は

- 一 皇統譜に關する事項
- 二 陵籍及び墓籍に關する事項
- 三 皇室典範・詔書・勅書・皇室令其の他重要な文書の原本尙藏に關する事項

- 四 世傳御料臺帳に關する事項
- 五 天皇皇族王族及び公族の實錄の編修に關する事項
- 六 王族譜公族譜及び王公族の墓籍に關する事項
- 七 圖書の保管出納に關する事項
- 八 公文書類の編纂及び保管に關する事項

である。なほ、皇統譜を尙藏することは舊皇室典範に、陵籍及び墓籍を

尙藏することは皇室陵墓令に、世傳御料臺帳を尙藏することは皇室財産令に、又王族譜及び公族譜を尙藏することは王公族譜規程に、王公族の墓籍を尙藏することは王公族墓籍規程に各規定せられてゐた。而してこれらの事項は庶務課(第一項・第二項・第四項・第六項・第八項)・編修課(第五項)及び圖書課(第七項並に第三項其の他の尙藏事務)によつて分掌されてゐた。

終戰後、宮内省機構の大縮少により、昭和二十一年三月三十一日廢廳となつた諸陵寮及び御歌所の所管事務を翌四月一日より引繼ぎ、諸陵寮の事務は庶務課に吸收、御歌所の事務は歌詠課が新設されて扱ふことになつた。諸陵寮は令制に於ては諸陵司として治部省に屬してゐたのを聖武天皇の天平元年諸陵寮と改められたのであるが、この陵墓管理の事務が宮内省の所管となつたのは明治十一年であつて、同十九年二月四日の宮内省官制改正の際諸陵寮の名が設けられて以來この時に及んだのであり、御歌所は、明治二十一年六月に設けられた一部局で、御製御歌及び歌御會に關する事務を掌つた。

新憲法の施行に當り、皇室關係の國家事務及び天皇の國事に關する行為を扱ふ官廳として宮内府法により、昭和二十二年五月三日内閣總理大臣の所轄する宮内府が設置せられ、宮内省はその前日の五月二日を以て廢廳となつた。而して宮内府の一部局として圖書寮が設けられた。この時、帝室博物館の所管に移つてゐた正倉院に關する事務は、同館が同日國立博物館となつて文部省に移つたので、再び圖書寮に於て扱ふこととなつた。又、歌詠課は廢止せられ、歌會始の事務は歌會始詠進歌委員會へ、其他は内廷事務に移された。即ち當寮の所管事務は宮内府事務分掌規程に

- 一 皇統譜の調製登錄及び保管に關すること

自大正
一六二五
至一七二五

森 林太郎
五味均平

自昭和
一、一
一、二
一、三
一、七

杉 榮三郎

自 至自
〃 〃 〃
一 一
四 四七
五 五九
三 三七

渡
部
信

自至
// //
一九九四
九、九五
六六三

全日不

至	自	至
二	二	二
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	八	八
九	九	九

大易茂行

至	至	至
〃	〃	〃
三	三	三
五	五	五
七	四	四
二	二	二
一	三	三

城
富
次

自
二五、
七、
一

鈴木菊男

廳舎は最初は赤坂離宮
内の建物（舊博物館）

在○位置皇居内

廳舎は最初は赤坂離宮内にあつたが、明治三十二年麴町區三年町御料地内の建物（舊博物館）に移轉、更に昭和三年八月現在の位置皇居内舊本丸に新築移轉したのである。

監理課の所管事項の内、庶務係の正倉院に關すること、圖書係、出納係及び編修課各係の所管事項については別項に詳述するが、左に庶務係所管の中皇統譜及び陵墓に關することを述べる。

○皇統譜 天皇、皇族の御身分に關する事項及び御系統を最も有權的に

登錄され、而かも戸籍の性質をも有する公簿であつて、現在のものは大正十五年十月二十一日皇室令第六號に依つて公布せられた皇統譜令並に同日の宮内省令第七號の皇統譜令施行規則により調製せられたものである。皇統譜は正副二本あり、副本は内大臣府に保管せられてゐた。大統譜・皇族譜に分れて居り、大統譜は天皇に由り門を分ち、其の代數を掲げ、その各門に天皇と皇后の欄を設ける。而して天皇の欄には

一 御名

二	御父
三	御母

四 御誕生の年月日時及び場所

六 踐祚の年月日

元號及び改元の年月日

九 大嘗祭の年月日

十 成年式の年月日

二 崩御の年月日時及び場所

三 追劾及び追劾刺定の年月日

五 攝政を置いた時、又は攝政の更迭

て攝正の名

七 皇后が崩御せられた時はその

一 御名 皇后の櫛には左の事項を登録する

二
御父

御長
印延

五 命名の年月日

六 大姉の年月日
七 崩御の年月日

八 追號及び追號勅定の年月

九 大喪儀の年月日陵所及び陵名

十 天皇踐祚前に結婚された時は、皇后となられた年月日

十一 皇太后となられた時はその年月日、更に太皇太后となられた時はその年月日

十二 攝政に任じ又は罷められた時はその年月日

皇族譜は所出天皇に由り簿冊を區分し、各親王・内親王・王・女王に付一欄を設け、妃については夫の所出天皇に屬する簿冊に各一欄を設ける。
登録事項は

一名

二 父

三 母

四 誕生の年月日時及び場所

五 命名の年月日

六 成年式の年月日

七 婚嫁の年月日及び配偶者の名

八 薨去の年月日時及び場所

九 喪儀の年月日及び墓所

十 立太子、立太孫の禮を行つた時はその年月日

である。これらの登録をした時はその年月日を記入し、宮内大臣及び圖書頭が之に署名する。又各簿冊には表紙の裏に御璽を鈴し、宮内大臣が枚數及び調製の年月日を記入し、圖書頭と俱に署名し、綴糸には宮内大臣及び圖書頭が封印する。而して正本は勅旨に依る場合、又は事變を避ける爲にする場合の外は、尙藏部局外に持ち出すことは出来ない。尙、皇統譜令制定以前の皇統譜に記載せられた事項は本令の規定に準じて勅裁を経て登録されてゐる。新憲法實施と共に、昭和二十二年五月三日政令第一號による皇統譜令が制定せられたが、當分の間は殆んど従前のままとなつてゐる。ただ副本は司法省（法務府）で保管すること、内閣總理大臣の承認を得た場合の外は、皇統譜正本は尙藏部局外に持出しては

ならないこと其他一二が改正になつた。

○陵墓 大正十五年十月二十一日皇室令第十二號により皇室陵墓令が制定せられ、陵墓についての法令上の規範が出来たのである。陵とは天皇・太皇太后・皇太后・皇后の墳塋をいひ、墓とは皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王の墳塋をいふ。陵には陵名を附し、陵形は今後は上圓下方又は圓丘とすることになつてゐる。現在陵墓の數は七九三（御方數は八三八）外に陵墓參考地（陵墓としての疑のあるもの）四八であつて、これが北は山形縣から南は鹿児島縣に至る一都二府三十縣に散在し、これを多摩監區（神奈川・長野・新潟各縣以北を管轄）・桃山監區（静岡・岐阜・富山各縣以西鹿兒島縣に至る區域を管轄）・畝傍監區（奈良縣・大阪府・三重縣を管轄）の三監區に分ち、この中を更に三十九部及び部外に分ち、監區には陵墓監を、部には陵墓守長を配置し、數陵墓づつを陵墓守部又は管守に擔任せしめて管理してゐる。これらの陵墓の中には國寶として保護すべき程の建造物（例へば安樂壽院南陵―近衛天皇陵で當時の建築にかかる木造多寶塔）・彫刻（例へば法住寺陵―後白河天皇陵で、法華堂中にお納めしてある同天皇の御木像）があり、又古代の陵墓は考古學上からも注目をされるものであつて、これらの管理には相當の苦心を要する。昭和二十四年八月日本考古學協會が文部省科學研究費により古墳の全國的綜合研究調査を行ふに當り陵墓もその一環に加へたい旨の願出があり、一切現狀に變化を及ぼさないといふ條件でこれを許可したこともある。尙、御歷代天皇の陵は御治定になつてゐるが、皇后其の他の陵の中には未治定のもものが六十七方あり、皇族の墓については約一四四〇方があり、これらは今後の調査考證に俟たなければならぬ。（小川省三記）
